

JAB MS101-2007 D2 に対する意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
日本検査キューエイ株式会社 (JICQA)
財団法人 日本品質保証機構 (JQA)
小森秀司

JAB MS101-2007 D2 へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	JICQA	2.1	4	T	「その最新版(…)を適用する」とあるが、制定後発行・改訂されたものについては、猶予期間が必要ではないでしょうか。	例えば、「その最新版(…)を適用するものとするが、猶予期間の明示のないものについては、3ヶ月の猶予を目処とする。」に変更してはどうでしょうか。	× 当該規格の改訂が JAB MS101 の条項の内容に影響が少ない場合、当該引用規格に西暦年を付さないことで JAB MS101 の頻繁な改定を避けております。引用規格の改訂等に伴う適用に猶予期間が必要な場合は、移行要領等を含めて別途通知します。
2	JICQA	5.4	4	E	「利害抵触の可能性がある場合は、」を、SJAC 9010 6.3 h の表現に合わせる。	「利害抵触の可能性が考えられる場合は、」に変更	× 本協会は、認証機関の利便性等を考慮して SJAC9010 の要求趣旨に反しない範囲において ISO/IEC17021 の表現に合わせることであります。(ISO/IEC 17021 5.2.2 参照)
3	JICQA	5.4	5	E	「(本協会及び)JRMC に通知しなければならない。」を、SJAC 9010 6.3 h の表現に合わせる。	「(本協会及び)JRMC に通知し、利害抵触の可能性があるかどうかの判断を受けなければならない。」に変更	× 本協会は、当該通知を受けても事務局では利害抵触があるかどうかの判断はせず、通知の内容を定期審査時、又は必要があれば臨時審査により確認します。なお、SJAC9010C JAQG 幹事会承認版では本趣旨に基づいた内容に修正されておりますので原案のままとします。
4	JICQA	7.2.2	2	Q	「本協会による認定審査において確認を受けなければならない。」とあるが、「承認」(SJAC 9010 6.3 b) はないとのことですが		回答：認定審査では、原則として「承認」行為は行いません。認定審査で「確認」した結果を、認定委員会で認定に関わる決定の一部

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					か。		として審議し、意思決定することで SJAC 9010 の要求趣旨を反映していることとなります。
5	JICQA	7.2.2 d)		T	認証機関に対する要求事項として不要と考えます。		× 本協会では、SJAC9010 の要求事項の基本的内容を変更することはできません。 (JPMC 追加回答) 9104 にも要求がありますが、SJAC9011 には研修コースの項目など、審査員に求められる要素も規定されているため、認証機関における審査員の教育プログラムにも必要な項目であると考えています。
6	富士重工業 (株) 航空宇宙カンパニー 小森 秀司	8.1 b)	1	E	「SJAC9104」は現行版では、「SJAC9104Pre」であるため修正要。	「SJAC9104Pre」に修正する。	○ ご提案のとおり修正します。
7	JICQA	8.1 b)	1	T	「JAB MS101(SJAC9104 及び SJAC 9010 の引用を含む)」の SJAC9104 は不要。SJAC9010 8.6 2 項に要求はない。	「 JAB MS101 (SJAC 9010 の引用を含む)」に変更	× SJAC9010 8.6 2 に当該要求がありますので原案のままとします。 (JPMC 追加回答) IAQG OPMT による決定に従い、SJAC9010 8.6 2 に、SJAC9104pre を記述することを規定しています。
8	JICQA	8.1 d)	1	Q	「JAB MS101 (・・・) の適用した版」の「適用した版」の意味は、発行年度、改訂番号ですか。		回答：発行年度、改訂番号のほか、改訂符号等があります。
9	JICQA	8.1	2	Q	JIS Q 9001 に係る認証文書を発行する場		回答：9100 の審査・認証の結果として二つ

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		備考 2			合、その文書に a)、b)、d)項の記載も必要ですか。		の認証文書(9001 と 9100)を発行する場合、何らかの形で要求項目を含む記述等の設定が必要です。 (JPMC 追加回答) 9100 の審査として実施した結果として、9001 の認証文書を発行する場合は、必要です。
10	JQA	9.1.2 c)	2	Q	審査チームリーダーは、航空宇宙産業経験審査員でなければならないとあるが、「主任審査員」でなくても「審査員」でよいのか。明確化の必要はないか。		回答：MS101-2007 には、「主任審査員」という概念は含まれておりません。 したがって認証機関が、選定するチームリーダーは、MS101-2007 の要求を満足する限り「主任審査員」である必要はありません。 参考：MS101-2007 の中では認証機関が選定する「チームリーダー」と、審査員認証機関の認証区分の一例である「主任審査員」との関係付けがありません。
11	JQA	11. e)	4	Q	①オブザーバーに見出された項目について、審査所見として報告書に含めるかどうかの判断はチームリーダー (以下 TL) がもつとあるが、TL が拒否した場合はどうなのか。 ②審査所見は、IS019011 6.5.5 項では、不適合も含まれているが、不適合も含むのか。		回答：①チームリーダーとオブザーバーの見解が異なる場合は、オブザーバーが正式に苦情の表明を行うことも考えられます。 しかし、この条項は、参加したオブザーバーが、認証機関の審査、特に審査所見に直接的に関与することはなく、例え関与があっても、それに左右されることなくチームリーダーが審査所見の取り纏めに全責任を負うこ

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置（凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用）
							とを意味しております。（No.12 参照） ②不適合も含まれます。
12	JICQA	11 e)		Q	JRMC の人が認証機関の審査に加わることがあるとのことですか。 また、その場合の JRMC との取り決めの雛形は提示されるのでしょうか。		回答：本項は、オブサーバー資格での参加であり JRMC が組織に対する審査に加わるものではありません。従来どおり守秘誓約書の提出、機関の組織審査に影響を与えない等の当然義務は履行していただきますが、事前の取極めは想定しておりません。特に必要な場合は JRMC と個別に調整願います。 (JRMC 追加回答) この条項では、法規制当局、顧客代表者または JRMC が、あくまで「オブサーバー」として認証機関による組織審査へ参加できることを規定しており、法規制当局、顧客代表者または JRMC が組織に対して直接的な審査を行うことは意図していません。尚、守秘に関わる誓約書については認証機関及び組織の要望に応じて個別に提出することになると思います。（JRMC のみではなく、法規制当局、顧客代表者についても同様とします）
13	JICQA	11g)	5	G	OASIS へのデータ登録時期を1ヶ月以内から3ヶ月以内に延長を検討してもらいたい		回答：本協会では、SJAC9010 の要求事項の基本的内容を変更することはできません。 (JRMC 追加回答)

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
							9104 の要求を基準に設定しているため、日本のみが延長することはできません。 尚、他セクターからは、延長の要望がまったく聞こえてきていませんが、もし何らかの正当な理由があれば 9104 の次回改訂版検討で提案することも可能ですので、JRMC 会議などを通じてご提案をお願いします。
14	JQA	A.2.2 d)	2	Q	検証審査員は、航空宇宙産業経験審査員であることとあるが、「主任審査員」でなくても「審査員」でよいのか。		回答：認証機関が、選定する検証審査員は、審査員認証機関の認証区分の一例である「主任審査員」である必要はありません。
15	JICQA	A2.2 e)	3	E	「その結果を管理者に報告すること。」の表現を、A.1 a)の表現に合わせる。	「その結果を認証機関の管理責任者又は、同等の者に報告すること。」に変更。	△ A1 a)の最終段落を次のように変更します。「～管理要員(以下、この附属書の範囲において「管理者」という)であること。)に変更します。
16	JICQA	A2.2 e)	4	E	「管理者は、…」の表現を、A.1 a)の表現に合わせる。	「認証機関の管理責任者又は、同等の者は、…」に変更。	△ No.15 参照
17	富士重工業(株)航空宇宙カンパニー 小森 秀司	A.2.2 e)		T	検証審査の合否判定や追加教育／研修や再評価に関する記述があるが、審査員資格申請のための記録作成に関する記述がない。 記録作成は当然の行為と思われるが、明確化のため記述することが望ましいと思われる。	以下を追加する。 「認証機関は、審査員候補者の資格申請に使用するため、検証審査の結果及び追加の教育や研修の実施内容も含め、再評価の結果を記録しなければならない。」	△ A4 を新設し、「 <u>認証機関は、7.2 及びこの附属書 A に規定する航空宇宙審査員の教育、評価及び監視の結果を記録し、維持しなければならない。</u> 」を規定します。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置（凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用）
18	富士重工業（株）航空宇宙カンパニー 小森 秀司	附属書B	SJA C 住所	E	「東信溜池ビル」とあるがビルの名称変更に伴い、修正要。	「NOF 溜池ビル」に変更する。	○ ご提案のとおり修正します。
19	JICQA	SJA C910 1C/B	2 項	Q	SJAC9101B 2.品質システム審査報告書の内容では、附属書 2 として会社に関する文書（組織図、協定書と審査登録証の写し）が含まれていたが、SJAC9101C では、附属書 2 の該当部分が除かれている。今後、報告書に添付不要としてよいのか。		回答:JRMC より次のような回答をいただいております。 <u>JRMC 回答:</u> SJAC9101B の附属書 2 として会社に関する文書（組織図、協定書と審査登録証の写し）が規定されていましたが、組織図、協定書についてはすでに報告書に含まれており、審査登録証（認証文書）も認証されれば当然のことながら組織に発行されるため、重複した規定となっていることもあり、誤解釈を招く（招いていた）恐れがあるため、削除したものです。 因みに AS9101 など他セクター発行規格にもこの規定はありません。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。